

宮津市公報

平成26年7月1日
宮津市字柳縄手
345番地の1
宮津市企画総務室発行

目 次

条 例

- 17 宮津市議会委員会条例の一部を改正する条例 1

規 則

- 12 宮津市生活保護法施行細則の一部を改正する規則 1

告 示

- 90 宮津市障害者計画等策定委員会設置要綱 2
91 宮津市情報収集機器設置事業補助金交付要綱 3
92 宮津市魅力ある商いのまちづくり支援事業補助金交付要綱 4
93 宮津市指定ごみ袋の取扱いによる一般廃棄物処理手数料の徴収及び収納の事務委託 5

公 告

- 24 公示送達 5
25 農用地利用集積計画の縦覧 6
26 宮津農業振興地域整備計画の変更の縦覧 6
27 平成25年度中山間地域等直接支払制度の実施状況 6
28 公示送達 8

教 育 委 員 会

《告 示》

- 9 宮津市教育委員会臨時会の招集 9
10 宮津市教育委員会定例会の招集 9

選 挙 管 理 委 員 会

《告 示》

- 33 宮津市長選挙及び宮津市議会議員一般選挙における投票所内の候補者の氏名及び党派別の掲示の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所 9
34 宮津市長選挙及び宮津市議会議員一般選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所 9
35 有権者総数の50分の1の数 9
36 有権者総数の3分の1の数 10
37 有権者総数の6分の1の数 10
38 宮津市長選挙におけるポスター掲示場の設置場所 10
39 宮津市議会議員一般選挙におけるポスター掲示場の設置場所 10
40 宮津市長選挙及び宮津市議会議員一般選挙に係る各候補者の選挙運動費用収支報告書の要旨の公表 10
41 宮津市長選挙と宮津市議会議員一般選挙の同時執行 11
42 宮津市長選挙及び宮津市議会議員一般選挙における候補者1人当たりの選挙運動に関する支出金額の制限額 11

43 宮津市長選挙及び宮津市議会議員一般選挙における各投票区の投票所	11
44 宮津市長選挙及び宮津市議会議員一般選挙の投票所を閉じる時刻の繰上げ	12
45 宮津市長選挙及び宮津市議会議員一般選挙における投票管理者及び同職務代理者の選任	12
46 宮津市長選挙及び宮津市議会議員一般選挙において用いる投票用紙の様式	13
47 宮津市長選挙及び宮津市議会議員一般選挙における街頭演説用標旗等の配色	14
48 宮津市長選挙における政治活動用自動車表示板の配色	15
49 宮津市長選挙及び宮津市議会議員一般選挙における開票事務及び選挙会事務の合同並びに日時及び場所	15
50 宮津市長選挙及び宮津市議会議員一般選挙におけるポスター掲示場に選挙運動用ポスターを掲示できる日	15
51 宮津市長選挙及び宮津市議会議員一般選挙における選挙長及び同職務代理者の選任	15
52 宮津市長選挙及び宮津市議会議員一般選挙における期日前投票所	16
53 宮津市長選挙及び宮津市議会議員一般選挙における期日前投票所投票管理者及び同職務代理者の選任	16
54 宮津市長選挙及び宮津市議会議員一般選挙における投票及び開票の順序	16
55 宮津市長選挙及び宮津市議会議員一般選挙における選挙公報掲載の申請期限	16
56 宮津市長選挙及び宮津市議会議員一般選挙における開票時刻の繰上げ	17
57 宮津市長選挙において当選した者の住所及び氏名	17
58 宮津市議会議員一般選挙において当選した者の住所及び氏名	17

《宮津市長選挙選挙長告示》

1 宮津市長選挙における選挙長の事務を行う場所	17
2 宮津市長選挙における選挙立会人なるべき者を定めるくじを行う日時及び場所	18
3 宮津市長選挙の候補者の届出	18

《宮津市議会議員一般選挙選挙長告示》

1 宮津市議会議員一般選挙における選挙長の事務を行う場所	18
2 宮津市議会議員一般選挙における選挙立会人となるべき者を定めるくじを行う日時及び場所	18
3 宮津市議会議員一般選挙の候補者の届出	19

《公 告》

《宮津市長選挙選挙長公告》

1 宮津市長選挙候補者の届出日における供託物取扱機関の指定通知	20
---------------------------------	----

《宮津市議会議員一般選挙選挙長公告》

1 宮津市議会議員一般選挙候補者の届出日における供託物取扱機関の指定通知	20
--------------------------------------	----

農 業 委 員 会

《告 示》

5 宮津市農業委員会総会の招集	21
6 宮津市農業委員会総会の招集	21

条 例

宮津市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年6月10日

宮津市長 井上正嗣

宮津市条例第17号

宮津市議会委員会条例の一部を改正する条例

宮津市議会委員会条例（平成3年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（常任委員会の名称、委員定数及びその所管）

第2条 常任委員会の名称、委員の定数及びその所管は、次のとおりとする。この場合において、第1号及び第2号の常任委員会が所管する事項には、第3号及び第4号の常任委員会が所管する事項は含まないものとする。

(1) 総務文教委員会 8人

企画総務室、自立循環型経済社会推進室、財務室、市民室、出納管理室及び教育委員会の所管に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項

(2) 産業建設福祉委員会 8人

健康福祉室、産業振興室、建設室及び農業委員会の所管に属する事項

(3) 予算決算委員会 15人

予算及び決算の議案等に関する事項

(4) 議会情報化委員会 7人

議会広報誌の編集及び発行に関する事項、議会広報の調査及び研究に関する事項並びに議会報告会に関する事項

2 議員は、少なくとも前項第1号及び第2号の常任委員会のいずれか一の委員になるものとする。

附 則

この条例は、平成26年7月10日から施行する。

規 則

宮津市生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年6月30日

宮津市長 井上正嗣

宮津市規則第12号

宮津市生活保護法施行細則の一部を改正する規則

宮津市生活保護法施行細則（平成13年規則第10号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「第6条」を「第5条」に改める。

第5条第1項中「第24条第1項及び第5項」を「第24条第3項及び第9項」に改める。

第6条中「第28条」を「第28条第1項」に改める。

第7条中「調査又は報告の依頼」を「資料の提供等を求めるとき」に、「調査（報告）依頼書」を「生活保護法第29条の規定に基づく調査（報告）依頼書」に改める。

第8条に次の2項を加える。

2 法第24条第8項の規定により明らかに扶養義務を履行することが可能と認められる扶養義務者に対し、要保護者の保護の開始について通知するときは、生活保護法による保護の決定に伴う扶養義務者通知書によるものとする。

3 法第28条第2項の規定により明らかに扶養義務を履行することが可能と認められる扶養義務者に対し、扶養義務を履行しない理由について報告を求めるときは、生活保護法第28条第2項の規定に

基づく報告依頼書によるものとする。

第11条を第15条とし、第10条の次に次の4条を加える。

(就労自立給付金申請書)

第11条 生活保護法施行規則第18条の4第1項の規定による就労自立給付金の支給の申請は、就労自立給付金申請書によるものとする。

(就労自立給付金決定調書)

第12条 法第55条の4第1項の規定により就労自立給付金を支給するときの決定調書は、就労自立給付金決定調書によるものとする。

(就労自立給付金決定通知書)

第13条 法第55条の4第1項の規定により就労自立給付金を支給するときは、就労自立給付金決定通知書により通知するものとする。

(徴収金等支払申出書)

第14条 法第78条の2第1項又は第2項の規定により保護費又は就労自立給付金から法第78条に基づく徴収金の支払に充てる旨の申出は、生活保護法第78条の2の規定による保護金品等を徴収金の納入に充てる旨の申出書によるものとする。

附 則

この規則は、平成26年7月1日から施行する。

告 示

宮津市告示第90号

宮津市障害者計画等策定委員会設置要綱を次のように定める。

平成26年6月16日

宮津市長 井上正嗣

宮津市障害者計画等策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第3項に規定する障害者計画(以下「障害者計画」という。)及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第88条第1項に規定する障害福祉計画(以下「障害福祉計画」という。)の策定に当たり、障害者施策の推進について広く意見を聴取するため、宮津市障害者計画等策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 障害者計画の策定に関する調査及び審議
- (2) 障害福祉計画の策定に関する調査及び審議
- (3) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員16人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係機関及び団体の役職員
- (3) 保健福祉医療等の関係者
- (4) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、委嘱又は任命の日から障害者計画及び障害福祉計画を策定する日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長各1名を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、障害者福祉担当室において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

* * *

宮津市告示第91号

宮津市情報収集機器設置事業補助金交付要綱を次のように定める。

平成26年6月23日

宮津市長 井上正嗣

宮津市情報収集機器設置事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、災害時における一時避難所の情報の収集に活用するため、当該一時避難所にテレビを設置する者に対し、補助金等の交付に関する規則(昭和39年規則第18号。以下「規則」という。)及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、自治会又は市に登録されている自主防災組織がその一時避難所にテレビを設置するもので、次に掲げる要件に該当するものとする。

(1) 市長が必要と認める一時避難所にテレビを設置するものであること。

(2) 市内の事業者から購入したテレビであること。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、テレビ及びその周辺機器の購入及び設置に要する経費とし、10万円を限度とする。

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額(当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。)とする。

2 補助金の交付は、一つの一時避難所につき1回とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第4条の規定により宮津市情報収集機器設置事業補助金交付申請書を市長に提出しなければならない。

(交付申請の変更等)

第6条 補助金の交付決定を受けたものが、事業計画を変更し、又は中止しようとするときは、宮津市情報収集機器設置事業変更等承認申請書を市長に提出し、承認を受けなければならない。

(実績報告)

第7条 補助事業が完了したときは、速やかに規則第10条の規定により宮津市情報収集機器設置事業実績報告書を市長に提出しなければならない。

(処分の制限)

第8条 補助金の交付を受け設置したテレビ等は、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、市長の承認を受けた場合は、この限りでない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、宮津市情報収集機器設置事業補助金交付申請書等の様式その他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

* * *

宮津市告示第92号

宮津市魅力ある商いのまちづくり支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

平成26年6月26日

宮津市長 井上正嗣

宮津市魅力ある商いのまちづくり支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、市内の空き家及び空き店舗（以下「空き家等」という。）を活用し、商店街等の活性化及び地域商業の観光商業化を図るため、空き家等を活用して新規出店するものに対し、補助金等の交付に関する規則（昭和39年規則第18号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となるものは、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

(1) 市内の空き家等を活用した店舗で新たに開業する個人、法人又は団体（市内の既存店舗を移転することにより出店するもの及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第3条の営業の許可を必要とする業種により開業するものを除く。）

(2) 市町村税（地方税法（昭和25年法律第226号）第5条に規定する税をいう。）を滞納していないもの

(補助対象事業等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）及び補助金の額は、別表のとおりとする。

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとするものは、規則第4条の規定により、宮津市魅力ある商いのまちづくり支援事業補助金交付申請書に次に掲げる書類を添付して、別に定める期日までに市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(3) 個人である場合にあつては履歴書、法人又は団体である場合にあつては定款及び登記事項証明書又はこれらに準ずる書類

(4) 納税証明書

(5) その他市長が必要と認める書類

(審査会)

第5条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、宮津市魅力ある商いのまちづくり支援事業審査会においてその内容を審査し、補助金の交付の適否を決定するものとする。

(交付申請の変更等)

第6条 補助金の交付決定を受けたものが、事業計画を変更し、又は中止しようとするときは、規則第8条の規定により宮津市魅力ある商いのまちづくり支援事業補助金事業計画変更等承認申請書を市長に提出し、承認を受けなければならない。

(事前着手)

第7条 補助金の交付を受けようとするものは、補助金の交付決定前に補助対象事業を実施した場合

は、補助金の交付を受けることはできない。ただし、やむを得ない事由により、補助金の交付決定前に補助対象事業を実施しようとする場合において、宮津市魅力ある商いのまちづくり支援事業補助金事業事前着手届を市長に提出したときは、この限りでない。

(実績報告)

第8条 補助事業が完了したときは、速やかに規則第10条の規定により宮津市魅力ある商いのまちづくり支援事業補助金実績報告書を市長に提出しなければならない。

(処分の制限)

第9条 補助金の交付を受け整備又は購入した設備、備品等は、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、市長の承認を受けた場合は、この限りでない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、宮津市魅力ある商いのまちづくり支援事業補助金交付申請書等の様式その他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、平成26年4月1日以後に空き家等を改修するものについて適用する。

別表(第3条関係)

事業区分	内 容	補助対象業種	補助対象経費	補助金の額
1 空き家等店舗改修支援事業	新たに開業するための空き家等の改修を行う事業	指定なし	市内に本店を有する法人又は個人事業者の施工による内外装の修繕及び模様替え、給排水衛生設備並びに電気設備に係る工事費、棚、机、イス等の設置費その他市長が必要と認める経費	補助対象経費の2分の1以内。ただし、50万円を限度とする。
2 観光商業化支援事業	1の事業を実施するものが、開業後の経営安定に向けて行う事業	小売業、宿泊業、飲食サービス業等で観光振興に資するもの	開業年度内の運営に係る人件費、広告宣伝費、空き家等の賃借料、物品機器等の備品の購入費又はリース料その他市長が必要と認める経費	補助対象経費の2分の1以内。ただし、300万円を限度とする。

備考 補助対象事業が国、府等の補助金等の交付を受けるときは、この表による補助対象経費の額から当該補助金の額を除いた額を補助対象経費とする。ただし、この要綱以外の市の補助金の交付を受けている経費については、補助対象経費としない。

* * *

宮津市告示第93号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、宮津市指定ごみ袋(燃やすごみ用袋、燃やさないごみ用袋)の取扱いによる一般廃棄物処理手数料の徴収及び収納の事務を平成26年6月27日から平成27年3月31日まで次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成26年6月27日

宮津市長 井上正嗣

収入事務受託者

住所 宮津市字宮村1056番地の1

氏名 ファミリーマート宮津天橋立インター店 店長 吉田真也

公 告

宮津市公告第24号

公示送達書

次の書類は、宮津市財務室に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

平成26年6月3日

宮津市長 井上正嗣

<以下掲示済>

* * *

宮津市公告第25号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により平成26年度農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告し、当該計画を次により縦覧に供します。

平成26年6月25日

宮津市長 井上正嗣

- 1 農用地利用集積計画の縦覧期間
自 平成26年6月25日
至 平成26年7月9日
- 2 縦覧の場所
宮津市産業振興室（別館3階）

* * *

宮津市公告第26号

宮津農業振興地域整備計画について、農業振興地域の整備に関する法律施行令（昭和44年政令第254号）第10条の規定に該当する軽微な変更をしたので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項で準用する同法第12条第1項の規定により公告し、当該変更後の農業振興地域整備計画書を次により縦覧に供します。

平成26年6月25日

宮津市長 井上正嗣

- 1 縦覧期間
平成26年6月25日以後、常時据え置くこととします。
- 2 縦覧の場所
宮津市産業振興室（別館3階）

* * *

宮津市公告第27号

平成25年度中山間地域等直接支払制度の実施状況については、次のとおりである。

平成26年6月30日

宮津市長 井上正嗣

1 対象農用地の基準別面積及び交付額

区分	急傾斜農用地	緩傾斜農用地		合計
	勾配が20分の1以上の田	勾配が100分の1以上20分の1未満の田	勾配が8度以上15度未満の畑	
農用地面積（㎡）	1,654,362	1,369,799	13,117	3,037,278
内小規模・高齢化集落支援加算	31,423		9,230	40,653
内法人設立加算				
交付額（円）	34,306,628	10,819,668	60,973	45,187,269
内小規模・高齢化集落支援加算	141,403		16,614	158,017
内法人設立加算				

2 集落協定締結数、各集落への交付額、集落協定の概要

集落協定締結数 36（個別協定 0）

集落名	交付額（円）	集落協定の概要	
		農業生産活動等として取り組むべき事項（8割単価）	農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項（通常単価）
前田組合	153,585	農用地等管理 多面的機能を増進する活動	周辺林地の下草刈り

由良東部農地管理協議会	1,520,936	<p>農用地 集落協定参加者が協定内容に従って管理する。</p> <p>水路・農道 協定参加者全員で泥上げ、草刈りを行う。 集落申し合せ事項により定期的な除草等の作業を行う。</p>	周辺林地の下草刈り、 景観作物の作付け	集団的かつ持続可能な体制整備
中津	526,340		景観作物の作付け	
田井	486,402		周辺林地の下草刈り	集団的かつ持続可能な体制整備
矢原・脇の浜	1,937,906		景観作物の作付け	集団的かつ持続可能な体制整備
獅子	839,178		周辺林地の下草刈り	集団的かつ持続可能な体制整備
中の茶屋圃場管理組合	390,430		周辺林地の下草刈り	
小田 4 区	890,988		周辺林地の下草刈り	集団的かつ持続可能な体制整備
小田金山	1,093,093		周辺林地の下草刈り	協定農用地の拡大、機械農作業の共同化、高付加価値型農業の実践、 集団的かつ持続可能な体制整備
七区営農組合	1,611,939		周辺林地の下草刈り、 景観作物の作付け、その他	集団的かつ持続可能な体制整備
今福	1,730,741		周辺林地の下草刈り、 景観作物の作付け、その他	集団的かつ持続可能な体制整備
吉津	1,988,329		周辺林地の下草刈り 景観作物の作付け	集団的かつ持続可能な体制整備
日置	2,688,700		周辺林地の下草刈り、 景観作物の作付け、ピ オト - プの確保、緑肥 作物の作付け	協定農用地の拡大、認 定農業者の育成、集団 的かつ持続可能な体制 整備
畑	833,028		周辺林地の下草刈り	集団的かつ持続可能な体制整備
松尾・東野	2,940,455		周辺林地の下草刈り	集団的かつ持続可能な体制整備
田原	2,988,528		周辺林地の下草刈り	集団的かつ持続可能な体制整備
大島	912,922		周辺林地の下草刈り、 ピオト - プの確保	集団的かつ持続可能な体制整備
外垣・岩ヶ鼻	910,376		周辺林地の下草刈り	集団的かつ持続可能な体制整備
里波見	1,018,220		周辺林地の下草刈り	集団的かつ持続可能な体制整備
奥波見	1,795,647		周辺林地の下草刈り、 粗放的畜産	
奥の向・釜土	1,447,782		周辺林地の下草刈り、 体験農園の開設・運 営、ピオト - プの確保	機械・農作業の共同 化、担い手への農作業 の委託、集団的かつ持 続可能な体制整備
井光寺・下川原	763,893	周辺林地の下草刈り、 ピオト - プの確保	集団的かつ持続可能な体制整備	

上世屋	921,511	周辺林地の下草刈り、 棚田オーナー制度の 実施	集団的かつ持続可能 な体制整備
厚垣・落山・藪田	2,394,737	周辺林地の下草刈り	集団的かつ持続可能 な体制整備
小田二区	1,088,823	周辺林地の下草刈り	集団的かつ持続可能 な体制整備
柿ヶ成	680,022	周辺林地の下草刈り、 景観作物の作付け	集団的かつ持続可能 な体制整備
中波見	1,883,889	周辺林地の下草刈り	集団的かつ持続可能 な体制整備
新宮	2,885,566	周辺林地の下草刈り	集団的かつ持続可能 な体制整備
小寺	398,929	景観作物の作付け	集団的かつ持続可能 な体制整備
小田宿野営農組合	655,334	周辺林地の下草刈り	集団的かつ持続可能 な体制整備
山中	1,502,382	周辺林地の下草刈り、 景観作物の作付け	集団的かつ持続可能 な体制整備
梅ヶ谷	1,252,818	景観作物の作付け、堆 きゅう肥の施肥	集団的かつ持続可能 な体制整備
上栗田	563,728	周辺林地の下草刈り	集団的かつ持続可能 な体制整備
安寿の郷石浦	384,880	景観作物の作付け	認定農業者の育成、担 い手への農地集積、集 团的かつ持続可能な 体制整備
国分	589,040	周辺林地の下草刈り	新規就農者の確保、認 定農業者の育成、多様 な担い手の確保、集 团的かつ持続可能な体 制整備
皆原・惣	516,192	周辺林地の下草刈り	集団的かつ持続可能 な体制整備
合計	45,187,269		

3 農業生産活動等の実施状況

それぞれの集落において、周辺林地の下草刈りや景観作物の作付等、多面的機能を増進する活動に取り組んだ。

(平成25年7月1日から9月30日の現地調査により、該当する全ての農用地において、耕作または管理されていることを確認)

4 農業生産活動等の体制整備の実施状況

由良東部農地管理協議会集落協定他31集落協定において、集団的かつ持続可能な体制整備等に取り組んだ。

* * *

宮津市公告第28号

公示送達書

次の書類は、宮津市財務室に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

平成26年7月3日

宮津市長 井 上 正 嗣

< 以下揭示済 >

教育委員会

《 告 示 》

宮津市教育委員会告示第9号

平成26年第8回宮津市教育委員会臨時会を次のとおり招集する。

平成26年6月6日

宮津市教育委員会

委員長 生 駒 正 子

1 日 時 平成26年6月9日(月)午後0時30分

2 場 所 宮津市役所 第6会議室

* * *

宮津市教育委員会告示第10号

平成26年第9回宮津市教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成26年6月25日

宮津市教育委員会

委員長 生 駒 正 子

1 日 時 平成26年6月26日(木)午前9時

2 場 所 宮津市役所 第6会議室

選挙管理委員会

《 告 示 》

宮津市選挙管理委員会告示第33号

平成26年6月22日執行予定の宮津市長選挙及び宮津市議会議員一般選挙における投票所内の候補者の氏名及び党派別の掲示の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所を、次のように定める。

平成26年6月10日

宮津市選挙管理委員会

委員長 堀 口 善 一

1 日 時 平成26年6月15日 午後6時

2 場 所 宮津市役所 応接室

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第34号

平成26年6月22日執行予定の宮津市長選挙及び宮津市議会議員一般選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所を、次のように定める。

平成26年6月10日

宮津市選挙管理委員会

委員長 堀 口 善 一

1 日 時 平成26年6月15日 午後6時

2 場 所 宮津市役所 応接室

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第35号

宮津市条例(市税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。)の制

定又は改廃の請求に要する有権者総数の50分の1の数、宮津市の事務の執行に関する監査の請求に要する有権者総数の50分の1の数並びに合併協議会設置の請求に要する有権者総数の50分の1の数は、次のとおりである。

平成26年6月14日

宮津市選挙管理委員会
委員長 堀 口 善 一

3 3 4 人
* * *

宮津市選挙管理委員会告示第36号

宮津市議会の解散の請求に要する有権者総数の3分の1の数及び宮津市の議会議員、市長、副市長、選挙管理委員若しくは監査委員の解職の請求又は教育委員会の委員の解職の請求に要する有権者総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成26年6月14日

宮津市選挙管理委員会
委員長 堀 口 善 一

5, 5 6 6 人
* * *

宮津市選挙管理委員会告示第37号

合併協議会設置協議について選挙人の投票に付することの請求に要する有権者総数の6分の1の数は、次のとおりである。

平成26年6月14日

宮津市選挙管理委員会
委員長 堀 口 善 一

2, 7 8 3 人
* * *

宮津市選挙管理委員会告示第38号

平成26年6月22日執行予定の宮津市長選挙におけるポスター掲示場の設置場所を、次のように定める。

平成26年6月14日

宮津市選挙管理委員会
委員長 堀 口 善 一

< 以下省略 >

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第39号

平成26年6月22日執行予定の宮津市議会議員一般選挙におけるポスター掲示場の設置場所を、次のように定める。

平成26年6月14日

宮津市選挙管理委員会
委員長 堀 口 善 一

< 以下省略 >

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第40号

平成26年6月22日執行予定の宮津市長選挙及び宮津市議会議員一般選挙に係る各候補者の選挙運動費用収支報告書の要旨の公表は、宮津市公報により行う。

平成26年6月14日

宮津市選挙管理委員会
委員長 堀 口 善 一

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第41号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第119条第1項の規定により、宮津市長選挙と宮津市議会議員一般選挙を次のとおり同時に行う。

平成26年6月15日

宮津市選挙管理委員会

委員長 堀 口 善 一

1 選挙の期日 平成26年6月22日

2 選挙すべき議員の数 16人

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第42号

平成26年6月22日執行の宮津市長選挙及び宮津市議会議員一般選挙における候補者1人当たりの選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりである。

平成26年6月15日

宮津市選挙管理委員会

委員長 堀 口 善 一

宮津市長選挙 4,452,400円

宮津市議会議員一般選挙 2,722,800円

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第43号

平成26年6月22日執行の宮津市長選挙及び宮津市議会議員一般選挙における各投票区の投票所を、次のように定める。

平成26年6月15日

宮津市選挙管理委員会

委員長 堀 口 善 一

投票区名	建物の名称	所在地
第1投票区	宮津市役所	宮津市字柳縄手345番地の1
第2投票区	桜山会館	〃 万町476番地
第3投票区	松ヶ岡会館	〃 蛭子1070番地
第4投票区	漁師町会館	〃 漁師1547・1548合番地
第5投票区	城南公民館	〃 京口126番地
第6投票区	城東会館	〃 吉原2573番地
第7投票区	たんぼぼ保育園	〃 惣906番地
第8投票区	上宮津地区公民館	〃 小田231番地
第9投票区	中村公民館	〃 中村190番地の1
第10投票区	栗田幼稚園	〃 上司261番地の4
第11投票区	小田宿野公民館	〃 小田宿野191番地の3
第12投票区	矢原公民館	〃 矢原69番地
第13投票区	吉津地区公民館	〃 須津1031番地
第14投票区	文珠公会堂	〃 文珠497番地の1
第15投票区	江尻公会堂	〃 江尻432番地の2
第16投票区	溝尻公民館	〃 溝尻354番地の1
第17投票区	浜公民館	〃 日置590番地
第18投票区	上公民館	〃 日置2583番地の7
第19投票区	下世屋公民館	〃 下世屋（山口神社前）
第20投票区	世屋高原休憩所	〃 上世屋831番地
第21投票区	畑婆爺ニアセンター	〃 畑277番地
第22投票区	宮津市デイサービスセンタ - せんごく	〃 岩ヶ鼻38番地
第23投票区	田原公民館	〃 田原76番地の1

第24投票区	梅ヶ谷公民館	〃 奥波見182番地
第25投票区	里波見公民館	〃 里波見623番地
第26投票区	日ヶ谷地区公民館	〃 日ヶ谷5126番地
第27投票区	落山公会堂	〃 日ヶ谷4654番地
第28投票区	由良地区公民館（由良の里センター）	〃 由良1289番地の1

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第44号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第40条第1項ただし書の規定により、平成26年6月22日執行の宮津市長選挙及び宮津市議会議員一般選挙の投票所を閉じる時刻を、次のとおり繰り上げる。

平成26年6月15日

宮津市選挙管理委員会
委員長 堀 口 善 一

投票所	投票所を開いている時間
第19投票所	午前7時から午後7時まで
第20投票所	午前7時から午後7時まで
第21投票所	午前7時から午後6時まで
第23投票所	午前7時から午後7時まで
第24投票所	午前7時から午後7時まで
第26投票所	午前7時から午後7時まで
第27投票所	午前7時から午後7時まで

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第45号

平成26年6月22日執行の宮津市長選挙及び宮津市議会議員一般選挙における投票管理者及び同職務代理者を、次のとおり選任した。

平成26年6月15日

宮津市選挙管理委員会
委員長 堀 口 善 一

投票区名	投票管理者		投票管理者職務代理者	
	住所	氏名	住所	氏名
第1投票区	<省略>	上山 栄一	<省略>	大島 恵美
第2投票区	〃	河島 文衛	〃	林崎 芳紀
第3投票区	〃	中村 明昌	〃	塩田 孝史
第4投票区	〃	松井 正之	〃	廣瀬 政夫
第5投票区	〃	尾崎 吉晃	〃	河合 隆太
第6投票区	〃	河原 哲也	〃	大上 仁志
第7投票区	〃	小牧 美忠	〃	河原 亜紀子
第8投票区	〃	田中 修二	〃	河原 浩志
第9投票区	〃	三原 みゆき	〃	福田 憲道
第10投票区	〃	永濱 敏之	〃	矢野 由美子
第11投票区	〃	木村 裕志	〃	田野 博司
第12投票区	〃	三宅 秀明	〃	中嶋 章夫
第13投票区	〃	坂根 雅人	〃	小谷 陽介
第14投票区	〃	笠井 裕代	〃	谷口 博美
第15投票区	〃	山口 孝幸	〃	永濱 智恵美
第16投票区	〃	細野 英	〃	千阪 季成
第17投票区	〃	藤村 光代	〃	辻村 範一
第18投票区	〃	吉田 典彦	〃	横谷 宏明
第19投票区	〃	大銅 浩助	〃	黒田 浩
第20投票区	〃	藤田 憲一	〃	廣野 俊輔
第21投票区	〃	佐田野 享	〃	藤原 健二

第22投票区	<省略>	前田 繁	<省略>	藤原節夫
第23投票区	"	中村 善之	"	橋本 一郎
第24投票区	"	大井 良竜	"	柴山 健太郎
第25投票区	"	居村 真	"	谷口 宏幸
第26投票区	"	宮崎 茂樹	"	黄前 佳之
第27投票区	"	高松 信久	"	安達 仁和
第28投票区	"	小西 肇	"	矢野 善記

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第46号

平成26年6月22日執行の宮津市長選挙及び宮津市議会議員一般選挙において用いる投票用紙の様式を次のように定める。

平成26年6月15日

宮津市選挙管理委員会
委員長 堀 口 善 一
裏

表

平成二十六年六月二十二日執行
宮津市長選挙投票

宮津市選
挙管理委
員会之印

(注 意)
一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。
二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。

候補者氏名

裏

表

平成二十六年六月二十二日執行
宮津市長選挙投票

宮津市選
挙管理委
員会之印

点字投票

(注 意)
一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。
二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。

候補者氏名

裏

裏

備考 投票用紙は白色とし、文字は黒色、印は赤色刷込式とする。

<p>表</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; border: 1px solid black; padding: 2px;">候補者氏名</td> <td style="padding: 2px;"> <p>平成二十六年六月二十二日執行 宮津市議会議員一般選挙投票</p> <p style="text-align: right;">宮津市選挙管理委員会之印</p> </td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; height: 100px;"></td> <td style="padding: 2px;"> <p>(注意) 一 候補者の氏名は欄内に一人書くこと。 一 候補者でない者の氏名は書かないこと。</p> </td> </tr> </table> </div>	候補者氏名	<p>平成二十六年六月二十二日執行 宮津市議会議員一般選挙投票</p> <p style="text-align: right;">宮津市選挙管理委員会之印</p>		<p>(注意) 一 候補者の氏名は欄内に一人書くこと。 一 候補者でない者の氏名は書かないこと。</p>	<p>裏</p> <div style="border: 1px solid black; height: 200px;"></div>
候補者氏名	<p>平成二十六年六月二十二日執行 宮津市議会議員一般選挙投票</p> <p style="text-align: right;">宮津市選挙管理委員会之印</p>				
	<p>(注意) 一 候補者の氏名は欄内に一人書くこと。 一 候補者でない者の氏名は書かないこと。</p>				

<p>表</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; border: 1px solid black; padding: 2px;">候補者氏名</td> <td style="padding: 2px;"> <p>平成二十六年六月二十二日執行 宮津市議会議員一般選挙投票</p> <p style="text-align: right;">宮津市選挙管理委員会之印</p> </td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; height: 100px;"></td> <td style="padding: 2px;"> <p>点字投票 (注意) 一 候補者の氏名は欄内に一人書くこと。 一 候補者でない者の氏名は書かないこと。</p> </td> </tr> </table> </div>	候補者氏名	<p>平成二十六年六月二十二日執行 宮津市議会議員一般選挙投票</p> <p style="text-align: right;">宮津市選挙管理委員会之印</p>		<p>点字投票 (注意) 一 候補者の氏名は欄内に一人書くこと。 一 候補者でない者の氏名は書かないこと。</p>	<p>裏</p> <div style="border: 1px solid black; height: 200px;"></div>
候補者氏名	<p>平成二十六年六月二十二日執行 宮津市議会議員一般選挙投票</p> <p style="text-align: right;">宮津市選挙管理委員会之印</p>				
	<p>点字投票 (注意) 一 候補者の氏名は欄内に一人書くこと。 一 候補者でない者の氏名は書かないこと。</p>				

備考 投票用紙は桃色とし、文字は黒色、印は赤色刷込式とする。

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第47号

平成26年6月22日執行の宮津市長選挙及び宮津市議会議員一般選挙における街頭演説用標旗等の配色を次のように定める。

平成26年6月15日

宮津市選挙管理委員会
委員長 堀口善一

宮津市長選挙

標旗等の種別	配 色
街頭演説用標旗	白地に紫色の文字

街頭演説用腕章	〃
選挙運動用自動車（船舶）表示板	〃
選挙運動用拡声機の表示板	〃
自動車（船舶）乗員用腕章	〃

宮津市議会議員一般選挙

標旗等の種別	配 色
街頭演説用標旗	白地にこげ茶色の文字
街頭演説用腕章	〃
選挙運動用自動車（船舶）表示板	〃
選挙運動用拡声機の表示板	〃
自動車（船舶）乗員用腕章	〃

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第48号

平成26年6月22日執行の宮津市長選挙における政治活動用自動車表示板の配色を次のように定める。
平成26年6月15日

宮津市選挙管理委員会
委員長 堀 口 善 一

政治活動用自動車表示板 白地に紫色の文字

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第49号

平成26年6月22日執行の宮津市長選挙及び宮津市議会議員一般選挙における開票の事務は、選挙会場において選挙会の事務に合わせて次のとおり行う。

平成26年6月15日

宮津市選挙管理委員会
委員長 堀 口 善 一

1 開票場所

開票所名 宮津市民体育館 宮津市字浜町3000番地

2 開票日時

平成26年6月22日 午後9時

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第50号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第144条の2第10項により準用する同条第5項の規定により、平成26年6月22日執行の宮津市長選挙及び宮津市議会議員一般選挙におけるポスター掲示場に選挙運動用ポスターを掲示することができる日は、平成26年6月15日とする。ただし、候補者届の受理後とする。

平成26年6月15日

宮津市選挙管理委員会
委員長 堀 口 善 一

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第51号

平成26年6月22日執行の宮津市長選挙及び宮津市議会議員一般選挙における選挙長及び同職務代理者を、次のとおり選任した。

平成26年6月15日

宮津市選挙管理委員会
委員長 堀 口 善 一

選挙長

住 所 <省略>

氏 名 堀 口 善 一

選挙長職務代理者

住所 <省略>

氏名 小谷久代

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第52号

平成26年6月22日執行の宮津市長選挙及び宮津市議会議員一般選挙における期日前投票所を、次のように定める。

平成26年6月15日

宮津市選挙管理委員会

委員長 堀口善一

投票所名	建物の名称	所在地
期日前投票所	宮津市役所	宮津市字柳縄手345番地の1

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第53号

平成26年6月22日執行の宮津市長選挙及び宮津市議会議員一般選挙における期日前投票所投票管理者及び同職務代理者を、次のとおり選任した。

平成26年6月15日

宮津市選挙管理委員会

委員長 堀口善一

期日前投票所投票管理者		
住所	氏名	職務を行うべき日
<省略>	堀口善一	平成26年6月17日 平成26年6月21日
"	小谷久代	平成26年6月18日
"	白石肇子	平成26年6月16日 平成26年6月19日
"	今澤正和	平成26年6月20日

期日前投票所投票管理者職務代理者		
住所	氏名	職務を行うべき日
<省略>	石倉ひとみ	平成26年6月16日から 平成26年6月21日までの日

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第54号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第122条の規定により、平成26年6月22日執行の宮津市長選挙及び宮津市議会議員一般選挙における投票及び開票の順序は、次のとおりとする。

平成26年6月15日

宮津市選挙管理委員会

委員長 堀口善一

- 投票の順序
- 1 宮津市長選挙
 - 2 宮津市議会議員一般選挙

- 開票の順序
- 1 宮津市長選挙
 - 2 宮津市議会議員一般選挙

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第55号

平成26年6月22日執行の宮津市長選挙及び宮津市議会議員一般選挙における選挙公報掲載申請の期限は、平成26年6月15日とする。

平成26年 6 月15日

宮津市選挙管理委員会
委員長 堀 口 善 一

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第56号

平成26年 6 月15日付け宮津市選挙管理委員会告示第49号で告示した平成26年 6 月22日執行の宮津市議会議員一般選挙における開票の時刻は10分繰り上げ午後 8 時50分とする。

平成26年 6 月22日

宮津市選挙管理委員会
委員長 堀 口 善 一

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第 57 号

平成26年 6 月22日執行の宮津市長選挙において当選した者の住所及び氏名は、次のとおりである。

平成26年 6 月22日

宮津市選挙管理委員会
委員長 堀 口 善 一

住 所	氏 名
<省略>	井 上 正 嗣

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第58号

平成26年 6 月22日執行の宮津市議会議員一般選挙において当選した者の住所及び氏名は、次のとおりである。

平成26年 6 月22日

宮津市選挙管理委員会
委員長 堀 口 善 一

住 所	氏 名
<省略>	中 島 武 文
"	松 本 隆
"	星 野 和 彦
"	坂 根 栄 六
"	城 崎 雅 文
"	松 浦 登美義
"	嶋 田 茂 雄
"	河 原 末 彦
"	徳 本 良 孝
"	北 仲 篤
"	安 達 稔
"	宇都宮 綾
"	福 井 康 喜
"	長 林 三 代
"	小 林 宣 明
"	谷 口 喜 弘

* * *

《宮津市長選挙選挙長告示》

宮津市長選挙選挙長告示第 1 号

平成26年6月22日執行の宮津市長選挙における選挙長の事務を行う場所は、宮津市字柳縄手345番地の1宮津市役所内とする。

平成26年6月15日

宮津市長選挙
選挙長 堀 口 善 一

* * *

宮津市長選挙選挙長告示第2号

平成26年6月22日執行の宮津市長選挙における選挙立会人として届出のあった者が10人を超えるとき又は同一の政党その他の政治団体に属する者が3人以上あるときの選挙立会人となるべき者を定めるくじを行う日時及び場所を、次のように定める。

平成26年6月15日

宮津市長選挙
選挙長 堀 口 善 一

- 1 日 時 平成26年6月19日 午後6時
- 2 場 所 宮津市役所 応接室

* * *

宮津市長選挙選挙長告示第3号

平成26年6月22日執行の宮津市長選挙について、候補者として次のとおり届出があった。

平成26年6月15日

宮津市長選挙
選挙長 堀 口 善 一

届出受理番号	届出年月日	届出の別	候補者氏名	住 所	生年月日	党 派	職 業
			認定した通称	選挙運動のために使用する文書図画を頒布するために利用する一のウェブサイト等のアドレス			
1	平成26.6.15	本人届出	木下 恵子	<省略>	<省略>	無所属	無職
2	平成26.6.15	本人届出	福井 愿則	<省略>	"	無所属	農業
			福井 よしのり	<省略>			
3	平成26.6.15	本人届出	井上 正嗣	<省略>	"	無所属	宮津市長
			井上 しょうじ	<省略>			

《宮津市議会議員一般選挙選挙長告示》

宮津市議会議員一般選挙選挙長告示第1号

平成26年6月22日執行の宮津市議会議員一般選挙における選挙長の事務を行う場所は、宮津市字柳縄手345番地の1宮津市役所内とする。

平成26年6月15日

宮津市議会議員一般選挙
選挙長 堀 口 善 一

* * *

宮津市議会議員一般選挙選挙長告示第2号

平成26年6月22日執行の宮津市議会議員一般選挙における選挙立会人として届出のあった者が10人を超えるとき又は同一の政党その他の政治団体に属する者が3人以上あるときの選挙立会人となるべき者を定めるくじを行う日時及び場所を、次のように定める。

平成26年6月15日

宮津市議会議員一般選挙
選挙長 堀 口 善 一

1 日 時 平成26年6月19日 午後6時
2 場 所 宮津市役所 応接室

* * *

宮津市議会議員一般選挙選挙長告示第3号

平成26年6月22日執行の宮津市議会議員一般選挙について、候補者として次のとおり届出があった。
平成26年6月15日

宮津市議会議員一般選挙
選挙長 堀 口 善 一

届出受理番号	届出年月日	届出の別	候補者氏名	住所	生年月日	党派	職業
			認定した通称	選挙運動のために使用する文書 図画を頒布するために利用する 一のウェブサイト等のアドレス			
1	平成 26.6.15	本人 届出	星野 和彦	<省略>	<省略>	無所属	宮津を元気に する会代表者
				http://m.facebook.com/kazuhiko.hoshino			
2	平成 26.6.15	本人 届出	谷口 喜弘	<省略>	"	無所属	建築士
			谷口 のぶひろ				
3	平成 26.6.15	本人 届出	坂根 栄六	<省略>	"	無所属	無職
			さかね 栄六	http://rx-93e6.wix.com/eiroku-style			
4	平成 26.6.15	本人 届出	宇都宮 綾	<省略>	"	日本 共産党	ペンション 経営
			うつのみや 綾				
5	平成 26.6.15	本人 届出	徳本 良孝	<省略>	"	自由 民主党	行政書士
			とく本 良孝				
6	平成 26.6.15	本人 届出	松浦 登美義	<省略>	"	公明党	政党役員
			松浦 とみよし	http://www.komei.or.jp/km/miyazu-matsuura-tomiyoshi/			
7	平成 26.6.15	本人 届出	城崎 雅文	<省略>	"	無所属	城崎織物 代表者
			きざき 雅文	https://www.facebook.com/masafumi.kizaki			
8	平成 26.6.15	本人 届出	あだち 稔	<省略>	"	無所属	丹盛有限会 社代表取締役 社長
			あだち 稔				
9	平成 26.6.15	本人 届出	福井 康喜	<省略>	"	日本 共産党	食品製造販 売業経営者
			福井 やすき				
10	平成 26.6.15	本人 届出	ながばやし 三代	<省略>	"	日本 共産党	宮津市議会 議員
			ながばやし みよ				
11	平成 26.6.15	本人 届出	まつもと 隆	<省略>	"	公明党	政党役員
			まつもと たかし				

12	平成 26.6.15	本人 届出	なかしま たけふみ 中島 武文	<省略>	<省略>	無所属	アウトソー シング経営
			なかしま たけふみ 中島 たけふみ	http://t-nakashima.net/			
13	平成 26.6.15	本人 届出	こばやし のぶあき 小林 宣明	<省略>	"	無所属	農業
			こばやし のぶあき 小林 のぶあき				
14	平成 26.6.15	本人 届出	しまだ しげお 嶋田 茂雄	<省略>	"	無所属	農業
			しまだ しげお 嶋田 しげお				
15	平成 26.6.15	本人 届出	かわはら すえひこ 河原 未彦	<省略>	"	無所属	農業
			かわはら すえひこ 河原 すえひこ				
16	平成 26.6.15	本人 届出	きたなか あつし 北仲 篤	<省略>	"	民主党	無職
			きたなか あつし 北仲 あつし	http://www.giin.jp.com/atsushi_kitanaka/profile.php			
17	平成 26.6.15	本人 届出	たつがき ためよし 立垣 為良	<省略>	"	無所属	橋立そば処 まる丹店主
			たつがき ためよし 立垣 ためよし				
18	平成 26.6.15	本人 届出	うめだ じこう 梅田 慈弘	<省略>	"	無所属	見性寺住職

《公 告》

《宮津市長選挙選挙長公告》

宮津市長選挙選挙長公告第1号

平成26年6月22日執行の宮津市長選挙について、選挙供託事務執務時間規程（昭和30年法務省訓令第1号）第2条の規定により、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第86条の4第1項又は第2項の規定による候補者の届出又は推薦届出の期間である6月15日は日曜日であるが、午前8時30分から午後5時まで供託事務を取り扱う供託所として、宮津市字中ノ丁2534番地宮津地方合同庁舎、京都地方法務局宮津支局を指定した旨京都地方法務局長から通知があった。

平成26年6月15日

宮津市長選挙
選挙長 堀 口 善 一

《宮津市議会議員一般選挙選挙長公告》

宮津市議会議員一般選挙選挙長公告第1号

平成26年6月22日執行の宮津市議会議員一般選挙について、選挙供託事務執務時間規程（昭和30年法務省訓令第1号）第2条の規定により、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第86条の4第1項又は第2項の規定による候補者の届出又は推薦届出の期間である6月15日は日曜日であるが、午前8時30分から午後5時まで供託事務を取り扱う供託所として、宮津市字中ノ丁2534番地宮津地方合同庁舎、京都地方法務局宮津支局を指定した旨京都地方法務局長から通知があった。

平成26年6月15日

宮津市議会議員一般選挙
選挙長 堀 口 善 一

農 業 委 員 会

《 告 示 》

宮津市農業委員会告示第 5 号

宮津市農業委員会総会を次のとおり招集する。

平成26年 6 月 3 日

宮津市農業委員会

会長 小 嶋 保 徳

1 日 時 平成26年 6 月10日（火） 午前 9 時30分

2 場 所 宮津市役所 第 5 会議室

3 議 題

議第12号 農地法第 3 条の許可申請に係る許可について

議第13号 農地法第 5 条の許可申請に係る意見について

議第14号 非農地証明について

議第15号 農用地利用集積計画について

* * *

宮津市農業委員会告示第 6 号

宮津市農業委員会総会を次のとおり招集する。

平成26年 7 月 1 日

宮津市農業委員会

会長 小 嶋 保 徳

1 日 時 平成26年 7 月 8 日（火） 午前 9 時30分

2 場 所 宮津市役所 第 5 会議室

3 議 題

議第10号 農地法第 5 条の許可申請に係る意見について